■特定疾病療養受療証の交付について■

● 特定疾病療養受療証



申請するとき

長期にわたり一定の高額な治療を継続して行う必要のある病気として、厚生労働大臣が定めた次の疾病に診断 されたとき

- ①人工腎臓を実施している慢性腎不全
- ②先天性血液凝固因子障害
- ③後天性免疫不全症候群

医療機関等で受診する場合は、「特定疾病療養受療証」と「被保険証」を提示してください。

自己負担について

ホームページにてご確認ください。

● 申請手続きについて

- ① 「特定疾病療養受療証交付申請書」を健保組合又は各会社の健保担当者様に提出します。 (医師の証明が必要です。)
- ② 健保組合より「特定疾病療養受療証」を交付します。
- ③ 医療機関等の窓口で「特定疾病療養受療証」と「被保険証」を提示し、自己負担限度額まで支払をします。

● 発効年月日について=使用開始日

TDK健康保険組合の「認定」を受けることで該当し、発効期日から有効となります。 発効期日は申請月の初日(健康保険加入月に申請された場合は、資格取得年月日)となります。

● 注意事項

被保険者または被扶養者が下記に該当したときは、「特定疾病療養受療証」を返却して頂きます。

- 1. 被保険者が資格を喪失したとき
- 2. 被扶養者が資格を喪失したとき
- 3. 自己負担限度額が変わったとき